

令和2年度「年末たすけあい見舞金」申請について

区民の皆様からご協力いただき年末たすけあい募金の一部を地域の福祉ニーズをもつ世帯へ年末見舞金としてお配りいたします。この年末見舞金は申請方式で実施いたしますので、下記をよくお読みいただき、所定の申請書にて申請ください。

1. 対象世帯

麻生区内在住（在宅）で、下記に当てはまる方

- (1) 在宅で心身障害者(児)の方(身体障害者手帳1・2級をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方)がいる世帯。但しグループホーム等に入居されている方を除く。
- (2) 在宅で要介護4・5の高齢者の方（寝たきり、認知症の方等）がいる世帯。但しグループホーム、有料老人ホーム等の入居者を除く。

2. 申込方法

別紙申請書に必要事項を記載の上、下記の申込先へ郵送又は持参にてお申込み下さい。

3. 配布時期

民生委員児童委員協議会の協力を得て配布予定でしたが、コロナ禍により対面での受渡しを避ける為、今年度に限り、12月下旬に現金書留で配布予定です。

4. 金額

見舞金配布金額は、年末たすけあい募金の実績によって決定します。

5. 注意点（※下記の点をご確認下さい。）

- (1) 見舞金は世帯に対して配分されます。（同一の世帯に対象者が複数いる場合、1世帯分のみの配分となります。同一住所は同一の世帯とみなします。）
- (2) 在宅の方が対象となります。（見舞金配布時に、ホーム等に入所や入院されている方は対象外です。）
- (3) 申請書の記載漏れ・虚偽の申込、締め切りを過ぎた場合は、見舞金を配布できません。
- (4) 申請書には対象世帯であることを証明する手帳（障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）、介護保険被保険者証のコピーを添付してください。
- (5) 郵送料等、申し込みに要した費用については、申込をされた方でご負担いただきます。

6. 問合せ・申込先

川崎市麻生区社会福祉協議会 地域課 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル 1階 電話 952-5500 窓口受付時間：月～金 午前9時～午後5時
--

7. 申込期間

令和2年10月2日（金）～令和2年10月30日（金）

※10月30日申込締切日の窓口は午後5時まで。郵送の場合は当日消印有効。

期限を過ぎての申し込みは一切お受け付けできません。

※ 個人情報の取扱いについて

申請書に記載されている配分対象者氏名・住所・電話番号/FAX番号・区分を基に、年末たすけあい見舞金事業を実施いたします。なお、上記の情報は本会で厳重管理するとともに、情報利用は本事業のみといたします。